

沖縄県の角筆文献

小林芳規

一、四十七県目の沖縄調査

これは沖縄の本島と石垣島とにおける、角筆文献の調査報告である。

昭和六十二年に汲古書院より拙著『角筆文献の国語学的研究』（研究篇・影印資料篇、二冊）を公刊する機を得て以来、平成十年に至る十年余を閲する間に、角筆文献の点数は、一〇〇点（補章に五十一点を追加）から二、五〇〇点に増加した。今後も更に増える見通しがある。

その理由は、古典籍・古文書に角筆で紙面を凹ませて書いた文字や絵の見付け方に馴れて来たこと、角筆文字等を発掘調査する協力者の増え始めたこと、色が無く凹みだけで記した文字等を解読するための機器（角筆スコープ・角筆マイクロスコープ）が広島大学名誉教授吉沢康和氏によって開発・改良されたことにある。しかし最も大きな理由は、発掘調査する地域が日本全国に広がったことによる。更には中国大陸・印度・中東・ヨーロッパにまで拡がりつつある。

昭和六十二年の時点では、見出された一〇〇点の角筆文献は、殆どが京都と奈良という、かつて都があり古代文化の中心地であっ

た地域の古寺社等に伝存されたものであった。ところが、昭和六十三年に広島県の三原市立図書館の郷土資料から角筆文献が発見され、翌年の平成元年の調査で四十二点という大量に確認されるに及んで、かつての都の地以外の地方においても、角筆が使われその文献が残っているであろうという予測を得るに至った。

かくて、全国各地を踏査しているうちに、昨年平成九年秋の宮崎県下の調査発見によって、この十年の間に、北は北海道から南は鹿児島に至るまでの、本土の四十六都道府県のすべてから角筆文献を発見していた。予測が証明されたわけである。

残るは沖縄県一県のみとなった。

こうして、今年二月の上旬から中旬にわたって、沖縄の本島と石垣島の角筆文献発掘調査に出かけることになった。メモバーは、角筆スコープの開発者の吉沢氏と、奄美大島から角筆文献を発見し兼ねてより沖縄に強い関心を抱いていた西村浩子氏と、筆者との三人である。

沖縄に角筆文献が果してあるのだろうかという疑問というより不安に近い感懐は、那覇空港に着いても消えなかつた。あの戦禍に見舞われた本島にも、漢籍が伝存しているということは、高津孝・榮野川敦阿氏の編になる「琉球列島における宗教関係資料に関する総合調査・漢籍目録編―琉球関係漢籍調査目録―」（平成四・

三年度文部省科学研究費補助金総合研究(A)研究成果報告書)から教示を得て承知していた。その中に本土の角筆文献と同じ書名の漢籍もあることに期待はあった。しかし本土とは異なった特殊事情もある。若し角筆文献があるなら、中国大陸の文化と島津文化との影響がどのように現れているのだろうかという興味も捨て難い。思いは様々であった。

この漢籍目録を当面的手掛りにして、具志川市史編纂室の榮野川敦氏のお世話を得て、沖繩本島では、沖繩県立図書館、沖繩県立博物館、沖繩県公文書館と北谷町公文書館(北谷町教育委員会保管)の四箇所、石垣島では、八重山博物館を、それぞれの館長はじめ関係各位の厚情により調査することが出来た。その結果、後に述べるような計十六点の角筆文献を各所から、幸いにも発見するに至った。

これを先ずは一覧すると次のようである。

沖繩県の角筆文献一覧(平成十年二月現在)

〔沖繩県立図書館〕

- 1、(1)孝経(寛政七年・一七九五、津輕稽古館版)一冊 東恩納文庫C1 角筆文献番号 [2366]
- 2、(2)太上感應篇(道光二十一年・一八四一、序)一冊 東恩納文庫カ54 [2367]
- 3、(3)尚泰侯実録(大正三年、東恩納寛惇筆)二冊 東恩納文庫シ152 [2368]
- 4、(4)陳惕園先生童子撫談(道光二十四年・一八四四、序、琉球版)一冊 東恩納文庫ト3 [2369]

〔沖繩県公文書館〕

- 5、(1)稽古案文集(同治十一年・一八七二頃、写、平仮名文)一

冊 岸秋正文庫K204 [2370]

6、(2)琉球人来聘容貌説(嘉永三年・一八五〇写、角筆の下絵線)一冊 岸秋正文庫12 [2371]

〔石垣市、八重山博物館〕

7、(1)孟子集註卷四・卷五(近世刊、「善房」墨書)一冊 豊川安全家文書 [2372]

8、(2)論語集註卷十(江戸初期刊、「宮良仁屋」墨書)一冊 武島利子家文書13 [2373]

9、(3)小学卷六(近世刊、「光緒十一年」朱書、「憲章氏英喜」墨書)一冊 新本家文書24 [2374]

10、(4)論語集註卷七(江戸初期刊、大破)一冊 武島利子家文書14 [2375]

11、(5)三字経訓詁(近世刊)一冊 八重山博物館・その他12 [2376]

12、(6)白姓(同治十三年・一八七四写、「新本仁屋當能」墨書)一冊 新本家文書32 [2377]

13、(7)陳惕園先生童子撫談(道光二十四年・一八四四、序、琉球版)一冊 牧野孫宜家文書12 [2378]

14、(8)陳惕園先生童子撫談(道光二十四年・一八四四、序、琉球版)一冊 竹原家文書42 [2379]

15、(9)太上感應篇、文昌帝君陰騭文(同治九年・一八七〇写、「上官姓宗嗣人正興」「兒小我正惇」墨書)一冊 糸州正二家文書34 [2380]

16、(10)自作孽(十九世紀後半期写本、「翁長仁屋□」墨書)一冊 崎山孝子家文書1 [2381]

以下、所蔵の館別に、その主なものについて紹介することにす

る。

二、沖繩県立図書館蔵の角筆文献

沖繩県立図書館では、東恩納文庫から計四点の角筆文献を見出すことが出来た。東恩納文庫は、同館の資料によると、那覇市東町出身の歴史学者の東恩納寛惇氏（一八八二—一九六三）の旧蔵書、三三八四点を収め、その半数近くが沖繩関係資料であるという。氏が六十余年かけて蒐集したこの蔵書は、郷土那覇市の財団法人東恩納寛惇文庫に寄贈されたが、昭和四十年に琉球政府に移管され、現在は沖繩県立図書館に特殊文庫として収蔵されている。東恩納寛惇氏は、儒者である祖父寛直の漢学の影響を受けて成長し、東京帝国大学文科大学史学科を卒業、東京都立大学・拓殖大学教授等を務め、昭和三十八年、東京都世田谷区東玉川の自宅において八十歳で永眠した。号を虬州（じゅうしゅう）といい、蔵書には「虬州書屋」

「虬州書屋蔵」の朱方印を押捺したものが多い。

東恩納文庫から見出した四点の角筆文献のうち三点が沖繩関係書である。もう一点は、寛政七年（一七九五）津軽稽古館蔵版の「孝経」一冊であり、表紙見返に「津軽藩本古文学経一冊希観と可謂也（寛惇花押）」の寛惇氏の朱書がある。恐らく在京中に入手したもので、氏の漢学の素養をうかがわせる資料の一つである。ここでは沖繩関係の三点について紹介する。

1 尚泰侯実録 二冊 東恩納文庫シ152

琉球王国最後の国王の尚泰（一八四三—一九〇二）についての編年体の記録で、東恩納寛惇氏の自筆原稿である。青色罫線を印刷した和紙に毛筆で書かれ、内扉に「大正三年九月書／故従一位尚泰侯紀稿」と記しているので、執筆の年時が分る。巻首に「虬

州書屋」の朱方印を押す。

「尚泰侯実録」は、東恩納寛惇著として大正十三年十二月に東京飯田町の明光社から出版されたが、本資料はその原稿である。そのことは、朱書で書入れた活字指定や「片假名平假名ノ別原稿通」の字句や本文中の朱書加筆・字句訂正等によって明らかである。いずれも寛惇氏の筆跡である。

この朱書とは別に、角筆を以て上欄外や墨書字句の上に書入れた漢字句が二冊の原稿の所々に散在している。例えば、明治十二年三月二十九日の記事（第二冊三八六丁ウラ）は、尚泰王が明治政府の首里城引渡しに命令に従い、久慶門から出て中城殿に移った時の状況を次のように記している。（以下同しは角筆の文字。）

是の夕、侯、松川平良両夫人、を始め、子女眷ノ族女官等各々、輿に乗り、家官士民数百人に護衛ノせられ、久慶門（きうけいもん）より中城殿（なかつきえい）に移らる。

是の日、（上欄よりこの三字にかけて角筆「具志堅」□□と書入れ）木梨縣令心得布達して、首里、泊、久米、那覇ノ諸間切役人並諸町村役人は廢藩に拘らず、従前ノの通り勤務す可き事を令したれども、一人も應ノするものなく、諸役場悉ク閉鎖せり。（この行の上欄に角筆「叔母」とあり）

三十一日、處分官隨員を率ゐて入城し、藩吏の先ノ導を以て城中（ちゆうちゆう）全部を点検し、たる後、益満參謀大ノ尉に引渡し、分遣隊長波多野少佐兵を率ゐて屯ノ營し、茲に、一旦處分的方式を下へたり。

角筆の文字は、「久慶門」の右肩から右傍にかけて行間に「按口里加耶（あしかや）」と書かれ、又「木梨縣令心得」の行の上欄から行頭の「是の日」にかけて「具志堅□□」と書かれ、又「應ノするものなく」の上欄に「叔母」と書入れられている。凹みが墨書と重なっ

て十分に解読し得ないため、本文中のどの字に対応するのか現段階では分らない。しかし第一冊一三〇丁オモテの場合は書入れの意図が推定できる。本文は次のようである。

次いで五月九日、三司官小祿親方馬克承職を免せられ、翌十日隠居を命ぜらる。其の後任は衆議に依りて、与那原親方馬朝棟に任せらる。（朱印）小祿の「罪状」は、前年座喜味親方後任選挙の時、薩官と結託して、干渉を試みしめむとしたりと云ふに在り。蓋、与那原親方は、曩に市来氏が目して座喜味の餘與黨として擯けんとしたる人なり。七月十八日小祿親方を獄に下す。

角筆の文字は「罪状」の左下の行間に「糺薨」と書かれ、「託」字に重ねて「扞」と書かれている。「糺薨」は或いは「糺罪」かとも見られ、そうとすれば小祿親方の罪を正し調べるの意となる。「扞」は与那原親方を後任にすることをこぼんだの意となる。

これらの角筆の文字は、東恩納寛惇氏の筆跡と見られるから、氏が推敲ないしは備忘として書込んだものであろう。大正十三年の出版では朱字加訂が採用されているので、角筆の文字は、大正三年の草稿以後、大正十三年までの間に書入れられたものであろう。その筆記用具が何であったかは正確には特定し得ないが、凹みの迹は、本土における角筆文献の凹みと同じ状況を呈している。角筆とすれば、角筆が大正三年以降も使われたことを示す資料となる。角筆を使った人物が、東恩納寛惇氏として特定されることにもなる。

2 陳揚園先生童子撫談（琉球版） 一冊 東恩納文庫ト3

琉球版の「童子撫談」は、清の陳庚煥が訓蒙の書として撰述したものを、琉球の豊平親方の馬執宏（豊平良全）が道光二十四年（甲辰、弘化元年・一八四四）に序を誌し、梅帯華（田名宗經）

が手刻して尚元魯（浦添朝熹）が刊行したものである。半葉五行、一行十二字で二十七丁から成り、本文には送りがなく返り点・合符をも附刻している。東恩納文庫の一冊は、巻頭に「中城御殿」の朱印が押捺され、内題「陳揚園先生童子撫談」の下に「虬州書屋」の朱印も押印されている。巻尾に東恩納寛惇氏の書入れた朱書四行の文章と寛惇氏の花押とが、次のようにある。

閩東大震災後尚侯家九段の邸を廢して渋谷南平台に遷られし頃蔵書等も整理せられしが予も委嘱されして應目を通し取舍したりこの本七八部あり悉く反古と共に廢棄されんとせしを請うて保存の内に入れてその時記念に一本を御受けたり（寛惇花押）

尚泰王が廢藩置県後、明治政府の命により上京して居を構えた九段の尚家屋敷にあった蔵書の中に、この琉球版が七八部あったうちから東恩納寛惇氏が請い受けた一本がこの本であると記している。巻頭の朱印「中城御殿」は、明治十二年に尚泰王が明治政府に首里城を引渡した後に移った御殿である。従ってこの本が尚王家に伝わったものであることが分る。その廃棄せんとした七八部の中のこの一本に、幸いにも角筆の書入れがあったのである。

角筆の文字は、字の大きさと凹みの工合から見て二筆が認められる。第一筆はためて本文より大きめの漢字であり、馬執宏の序文（二丁オモテ）三丁オモテが終った三丁ウラの白紙部分と二十四丁オモテ3行の上欄等に習字風に書込まれている。第二筆は細く小ぶりの片仮名であり、全帖にわたって、本文の漢字の訓みを書入れている。

第一筆のうち、三丁ウラの白紙部分に書込んだ角筆の漢字は、「陳」を習字したらしい二字（二字目は書きさし）と「木」偏と他に絵模様がある。「陳」は、この見開きの左半葉（四丁オモテ）

の第一行の内題に「陳揚園先生童子撫談」とあるので、その第一字目の漢字を見て習書したものであろう。第一筆のうち、二十四丁オモテ3行の上欄には、角筆で「禍」の漢字が書かれている。これは、この行の本文中に「禍」至猶不懼（シホトシヨウフクケ）とある「禍」を習書したものであろう。

第二筆は、本文の漢字の訓みを書入れたものであり、本文の漢字の附刻仮名は送仮名だけであるので、その訓みの補いをしていゝる。例えば次のようである。

汝做（ニ）錯（ニ）不可推別人（ニ）（十二丁オモテ）
不獨妻（ニ）而已（ニ）（二十二丁ウラ）

一体これらの角筆の文字は誰が書入れたのであろうか。この本の伝来事情から見れば、尚王家の者か東恩納寛惇氏かが考えられるが、筆蹟は寛惇氏とは異なる。この本を尚侯家から請い受けた寛惇氏としては、王家伝来の図書であるだけに、自らの朱印を押し加えることはあつても、本文中に漫りに書入れることは慎んだであらう。ましてこの童子の訓蒙書によつて漢字を習つたり訓点をわざわざ施したりすることは、当時、東京府立第一中学校の教諭であつた寛惇氏が爲した行為とは考えられない。

してみると、尚王家の者の所爲となる。この琉球版『童子撫談』が刊行された道光二十四年（一八四四年）は、尚泰二歳である。尚泰は一八四八年に六歳で琉球国中山王を継承するから、尚泰の幼時か、その子か或いはその王家関係者の所爲と見るのが自然であらう。「中城御殿」の朱印がその裏付けとなる。

さすれば、角筆が琉球国王尚家で使用されたことを示す資料となる。

3 太上感應篇 一冊 東恩納文庫カ54

中国の社会道徳を説き、道教の經典とされる「太上感應篇」が、

沖繩に伝来され、その勸善懲惡の趣旨に感じた喜舎場親方盛元（毛樹徳）が道光二十一年（一八四一、天保十二年）に、漢字平仮名交り文に翻案して書写したものであることが、盛元の序から知られる。その序文の末尾には、

道光貳拾叁年辛 初夏榕蔭癡翁毛樹徳
喜舎場親方盛元謹而序

とある。

この喜舎場盛元が翻案して書写した「太上感應篇」は当時の沖繩の人士に受容されたらしく、他にも書写本が伝わり、咸豊八年（一八五八）には「太上感應篇大意」として田名宗経・宗相が手刻し、盛元が琉球版として刊行している。

東恩納文庫の一冊は、袋綴装で無界の楮紙を用い半葉八行に漢字平仮名交り文（草書体）で書写し、ままた仮名墨書の振仮名が施されている。本文は表紙を別にして三十六丁より成る。表紙中央に「感應篇」の書名、表紙左下に「岑廣徳」の署名が、墨書されている。奥書はないが、この表紙の書名と署名とは同筆である上に、本文の漢字とも筆致が相通ずるので、この「岑廣徳」が本文を書写した人物と見られる。この人物については未勘であるが士族であらうか。

この本の全冊にわたつて角筆の漢字と仮名とが次のように施されている。（用例の所在を示す漢数字は丁数、オ・ウはオモテ）
亦三台神君とて／至て靈敷常々人之頭の上に往來（オモテ）あれて／人々の仕わるひ事を記し（四ウ1〜3）

我か不幸に逢ひたるやうに痛敷おもひ（角筆「イタ」の上から墨書「イタ」を重ね書）（六ウ1）

人情に逆ひ／上に詔（オモテ）ひ（オモテ） 乘に入事を求め（オモテ）詐り（オモテ）を巧

んてハ（角筆「ヒチライ」の上から墨書「ハツライ」を重ね

てハ（角筆「ヒチライ」の上から墨書「ハツライ」を重ね

てハ（角筆「ヒチライ」の上から墨書「ハツライ」を重ね

書) (八オ7ー8)

角筆の漢字は類音字であり、角筆の仮名は片仮名に平仮名を交えて、共に本文の漢字の読みを施している。大部分は角筆の凹み文字だけで墨書を重ね書しないが、一部に角筆の凹み文字の上から墨書を重ね書した所もある。その場合、墨書が凹みにはまっただけかすれたり墨汁がたまつて黒ずんだりしているので墨書が角筆の後から書かれたことが分る。角筆と墨書が重なった場合、「痛」のように共に同じ仮名のこともあるが、「諂」の訓のように、角筆が「ヒチライ」とする所を、墨書は「ヘツライ」として異なる所がある。

この墨書の「ヘツライ」は本土の京阪地方における当時の規範的な表記に適合しているが、角筆の「ヒチライ」は、現在の沖繩那覇方言に重ね合せてみると、当時の沖繩那覇方言を反映したものと見られる。

この「太上感應篇」に書入れられた角筆の仮名について、このような沖繩那覇方言に合う例を取り出して示すと次のようである。

(1) 才段音がウ段音に表される

小善の報ひハ近く大善の報ひハ遠く近き／報ひハ軽く遠き報ひハ重(十二ウ3ー4)

子を損し／胎を墮し家親を軽んじ(七ウ2ー3)

廣か世を勧むる功德に仍て(十七オ6)

(2) エ段音がイ段音に表される

上に諂ひ(乗)に入事を求め(八オ8)

陳錦衣碧松といふ人素より人を濟ひ物を憐み(十六丁オ6行)

(3) kが母音iの前で破擦音化してけとなることを反映した表記

徽州の呉大雅といふ人子を生か事(十三ウ8)

(4) ダ行子音がラ行子音に変化したことを反映する表記

其の妻某の處に至り子を抱き帰ると夢を見て(十五オ2)

右の(1)(2)は三母音であることを示し、(3)はカ行子音がイ段音の場合に破擦音化したことを示している。中本正智氏によれば、この現象は沖繩本島の中部と南部の両地域にまたがってかなりの勢力で分布しているという。また、『琉球官話集』に現れた近世琉球語について論じた中松竹雄氏は、破擦音化(中松氏は「口蓋化音」の用語を使う)が、変化しないものと共存していることを指摘している。(4)は那覇方言など一部の方言にあるとされる。

これらの現象からすると、角筆の書入れは、沖繩本島の中南部方言、特に那覇方言などを反映したものと考えられる。

喜舎場盛元が翻案して漢字平仮名交り文で書写した本文の表記は、基本的には本土の当時の京阪地方で行われた表記に適合している。中には「誇り高ぶる心を戒み」「人に恩を施し物を与ひて」のような三母音を反映させた表記も一部に交えている。漢字に施した平仮名の墨書も、本文と同筆であるから基本的には通ずる。

只、泛く世の人を勧る為の虚文と見るへからず

篇中警の語能心を諫し恐れしむ

禽島の巢を覆し

これに対して、漢字に施した角筆が沖繩那覇方言などを直接に反映させていることは、右に掲げた例の通りであるが、角筆より後から書入れた片仮名の墨書には、角筆の「ヒツライ」に対して墨書「ヘツライ」と重ね書したような規範的な表記と共に、

子を損し胎を墮し

ひとの得手の有を押ひ

静なる處に端々しく座し

のように方言音を反映させたものもある。

この角筆と片仮名墨書とは、本文書写より後から書入れているが、角筆と片仮名墨書とは同筆と見られ、漢字に施した平仮名の墨書とも筆致が通ずるので、本文を書写した者が、引続き読習の折に書込んだものである。本文を表紙に署名している「琴廣徳」が書いたとすれば、角筆を使ったのも同人の蓋然性が高い。

いずれにせよ、この東恩納文庫の「太上感應篇」に書入れられた角筆の文字によって、現在の沖縄方言を溯る本島中南部の方言についての文献資料が得られたわけである。

三、沖縄県公文書館蔵の角筆文献

南風原町の沖縄県公文書館では、岸秋正文庫から二点の角筆文献を見出すことが出来た。岸秋正文庫は、大東糖業株式会社代表取締役東京連絡事務所長を務めた故岸秋正氏が約四十年間にわたって収集した琉球・沖縄関係文献で一万一千点に上り、平成九年一月に沖縄県公文書館に寄贈されたものである。岸秋正氏は御両親が沖縄出身で同氏も沖縄と関わりが深かったという。

今回の調査では、整理・修補中であつたが、同館関係者の格別の厚情により、特別展の図録附載の「展示資料一覧」に収められた四四八点の中から約五十点について調査し、その中から次に掲げる二点の角筆文献を見出したわけである。約五十点の選定に当っては、特別展の資料評価・選定に当られた柴野川敦氏が同道され、氏の教示による所が大きい。

1 稽古案文集 一冊 岸秋正文庫K204(図録番号84)

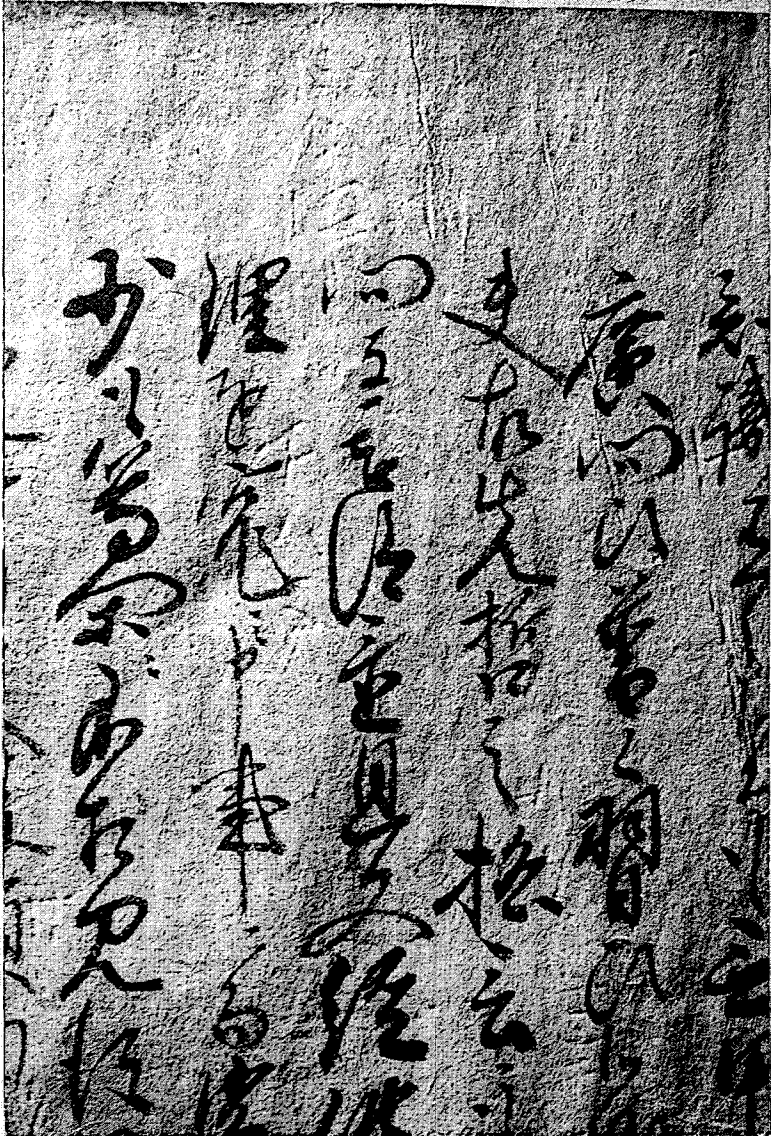
「稽古案文集」の内容は、この資料に添付された調書によると、

「学校所等での王府の抱える諸問題を題にした稽古文案集の写し。文案に添削の跡が見られず、ひらかな等も練習されている」とある。この本の撰者・成立は未詳である。

岸秋正文庫の一冊は、袋綴装で無界の料紙に半葉十一行を、漢字平仮名交り文(草書体)で書写し、本文九十二丁より成る。印記も奥書もないが、内表紙中央に「稽古案文集」と墨書し、これと同筆で、同じ表紙右端に「同治拾壹年^{壬申}十一月求之」と墨書し、本文もこれと同筆であるから、同治十一年(一八七二年、明治五年)の書写であることが分る。外表紙とこの見返左下とにそれぞれ「知名」の署名が墨書され、見返には「知名」と同じ筆蹟で「一日計有鷄鳴」に始まる三行半二十八字の漢字文が書かれ、その中に「今年十五歳」「欲出君天顔」等とある。他にも「青春重不來一日再難晨/及時當勸勵歲月不待人/春月中旬」とも記す。本文とは別筆と見られる。又、三丁ウラ左下には「尋一知名定周」の署名が鉛筆書されている。

角筆の書入れは、「加教戒候事」が「汝等門弟平常可改覺語儀申入候間得度可承候」に始まり、それに続く条項の文章に認められた。この条文の全文を次に掲げる。

其方事知識を高ふり人之不能を欺き且同席中／書物之計論も自分之見付二固滞^{カクシ}ケ間敷^{カクシ}軀^{カクシ}相見得／依之覺語^{カクシ}之程申示候間得度可承候さて為学士者ハ／礼讓謙退して聊も輕薄之拳動無之経傳之／趣意深被守候儀專要之事二而其慎無之者ハ何程／知識有之候而も無甲斐勿論我満之心を制事ニ／廣^{カクシ}問^{カクシ}ひ普く習^{カクシ}ひ候様無之候而ハ萬事自得難成／夫故先哲之格言^{カクシ}ニも能を以不能ニ問ひ多を以寡ニ／問度被仰置且又経傳は為限字を以無窮之／理を究^{カクシ}申^{カクシ}。(上欄「見申」(角)事ニ而容易ニ焚得難成事候得者／少も等閑ニ不相見得同席中討論之節ハ他人ノ之見



沖繩県公文書館岸秋正文庫「種古案文集」角筆の仮名が写真二行目「問」の右傍「卜」、三行目「格」の右傍「カク」、四行目「究ミ」の右傍「チハメ」、六行目の「鎖細」の右傍「サ、シク」とある。又「究ミ」の上欄に角筆の漢字「見申」とある。「吉沢康和氏撮影」

付も反復鎖「環」細と工夫を尽し、訖度義理當然／之所江見入候様無之候而不叶事候処彼是之勘弁／無之

(注)「習ひ候」の左傍に角筆文字二字か三字あるが未解説。右のように、墨書本文の漢字について、その読みを右傍に角筆の片仮名で書入れている。他に上欄に角筆の漢字句の書入れもある。墨書の振仮名は見られない。(前頁写真参照)

この角筆の片仮名も、沖繩本島の中部の方言を反映している。(5)kが母音iの前で破擦音化してkとなることを反映した表記無窮之理を究み中。

(6)gが母音iの前で破擦音化してgとなることを反映した表記^疑傳は為限^疑字を以

(5)は、東恩納文庫の「太上感應篇」(3)の「徽州」と同じ事象で、現代語方言で沖繩本島の中部・南部にまたがって分布するのに通ずる。(6)も北沖繩と共に南沖繩に見られる。尚、(5)の「究ミ」に施した角筆の「チハメ」の「メ」は、エ段の仮名を用いているが、この方言ではエ段音がイ段音に発音されるから、エ段の仮名もイ段音を表すものとして用いたものであろう(後述の12頁参照)。この上欄に角筆で「見申」と書入れているのは「究ミ申」の読みを発音に忠実にすべく書加えたものであろう。

角筆の仮名は、右の他に左のようにある。

(7)反復鎖「環」細と工夫を尽し

(8)事と廣問^ひ

(7)の「サ、ンク」は、本文「鎖「環」細と」(こまごまとの意)の読みを示しているが、未勘である。又、(8)の「ト」は、「問ひ」の語幹を付訓したもので、オ段の仮名を用いている。東恩納文庫の「太上感應篇」にも「疎^トんし」があった。この方言で、オ段音がウ段音に発音されるから、オ段の仮名もウ段の音を表すも

のとして用いたものであろう(後述の13頁参照)。

この稽古案文集に書入れられた角筆の仮名は、右掲の条項の次の条項にも一部見られるが、本文全文にわたってはいない。何故にこの箇所だけに書入れたのかは良く分らない。又、書入れた人物や年時も未詳であるが、表紙に墨書された「知名」「十五歳」や三丁ウラに鉛筆で書いた「尋一 知名定周」によると、この家に受け伝えられたらしく、角筆は鉛筆書以前に当家で使われたものであろう。

2、琉球人來聘容貌説 一冊 岸秋正文庫(図録番号12)

嘉永三年(一八五〇)近藤秀胤書写。袋綴装、本文四丁。内表紙に「琉球人來聘容貌説」と外題を書き、一丁オモテから二丁ウラにわたって本書執筆の由来を誌す。即ち、嘉永三年十月に始めて琉球人が來聘したのを見ることが出来たので相記すととして、その容貌・服装・言語及び使者の人名(墨書片仮名で読みを施す)等を掲げ、次いで「琉球國來聘輕人容貌」「同無冠之図」「同樂童子、同輕人」「同王子輿」の四図を毎葉一図ずつ彩色画で描いている。これを調査した吉沢氏はその人物の輪廓に角筆の下書線があるらしいが、一部を除き明らかでないといわれる。後表紙見返に「尾乾嚙／近藤秀胤記(朱印)」の墨書がある。

彩色画の輪廓に角筆で下書線を書くことは、本土では広島県三原市御調八幡宮と山口県宇部市恒石八幡宮とにそれぞれ伝来する「八幡大菩薩御縁起絵巻」が紹介されている。

四、八重山博物館蔵の角筆文獻

沖繩県における角筆文獻調査の後半は、石垣島に飛んで、八重山博物館に移った。石垣市立八重山博物館には、館収蔵書の他に

石垣市立八重山博物館豊川安全家文書「孟子集註」の仮表紙に流用された手紙。角筆で下書きしている。
今夜學^{まな}／度^{ほど}候儀此段御／生被下度候 「吉沢康和氏撮影」



島内等の旧家から寄贈・寄託された古典籍・古文書が多数収納されている。その中から今回は、高津孝・榮野川敦氏編の前掲「琉球関係漢籍調査目録」に掲げられた三十二点の漢籍について調査させて頂いた。その結果、先掲の一覧に示したように、計十点の角筆文献を見出し、確認することが出来た。その中から、角筆文献として興味ある「孟子集註」を主に取り上げて、ここに紹介することにする。それは、第一に欠失した表紙の代りに、手紙の下書を角筆で書いた厚手の白紙を流用して付していること、第二に本文中に書入れた角筆文字が多量であることと、凹みの読み易さと、保存状態等が他の九点より良好であること、従って、第三に

角筆文字の用例を比較的多く採録し得たことである。これには、発見者の西村浩子氏が先ず当り、次いで筆者が確認・補加を行ったものであるが、同氏の力に負う所が大きい。

(1) 孟子集註卷四・卷五 一冊 八重山博物館・その他² 豊川安全家文書

近世刊行の四書章句集註（宋朱熹撰）の中の孟子卷四・卷五の一冊が伝存したものである。一葉九行、一行十七字で、漢文本文には訓点が付刻されている。袋綴装の原表紙は欠失し、本文は内題「孟子卷之四 朱熹集註」から始まり、巻四が三十二丁、次いで巻五が三十丁あって、尾題「孟子卷之五終」に至る。巻四の末

尾半葉に人物図と「文昌君像」「後学余象珍贊」等の字句が附刻され、巻五の末尾半葉にも人物図と「余明臺刻行」等の字句が附刻されている。この冊には本邦での刊記はない。内題の「孟子卷之四」の下に黒丸印が押捺されているが擦消されていて解説できない。

巻五の十四丁の版心の下部に「善房」の墨書が書入れられている。末尾の料紙（現状は後表紙となっている）にも「大濱宮良善房」が、「宮良仁屋」「良仁屋信人」「長興氏（墨消）」「于氏」「孟子」等の習書風の墨書と共に書かれ、その見返にも「豊川仁屋」等の墨書が習書風に書かれている。又、巻四末尾の「文昌君像」と人物図を附刻した半葉の上部にも「宮氏長男／正秀」の墨書が書入れられている。「宮氏」が「宮良氏」の省記とすれば、「長男正秀」は「宮良善房」との関係が考えられるが、黒島為一館長の教示によれば、名乗頭字は血縁関係では同字を用いるので、長男とすれば童名か養子先の名のことと考えねばならない由である。「大濱」は石垣島の地名である。

墨書の片仮名がごく稀に下欄等に書込まれている。例えば巻五の十四丁の版心に「善房」の墨書の書かれたその直前の行（十四丁オモテの9行目）の下欄に「ヤク」の墨書がある。これは同じ行の本文中の「阨」の読みを欄外に施したものであるが、この筆致が「善房」と同筆であるので、宮良善房は、この本の所持者であり、本文を読みその仮名を書入れた人物と見られる。「長男正秀」が「善房」と関係するとすれば、この本は宮良善房の手沢として善房の家に伝わったものであることが考えられる。

この本の全冊にわたって角筆の漢字と仮名とが書入れられていると共に、欠失した前表紙の代りに付けた厚手の料紙にも角筆による漢字平仮名交じり文の手紙の下書きと見られる字句がある。

これについて先ず觸れることにする。

(一) 仮表紙の角筆文字

欠失した前表紙の代りに流用したのは、厚手の白紙を二つ折にして綴じ付けたもので、その見返に該当する半葉に、角筆で次の漢字平仮名交り文が、やや大き目の字で記されている。（前頁写真参照）

今夜學よるまなむ

度たく候儀此段御

生被下度く候

（この間に角筆の「八」などあり）

度

口儀

奉存り候儀

角筆の凹み文字だけで墨書は全くないので、一見は白紙に映る。文章中の「御生」とは「琉球官生」を指す（西村氏解説）。琉球官生は、琉球に帰化した中国人の居留区である久米村に設置された教育機関の明倫堂で学んだ者の中から中国に留学生として派遣された人材をいうとされる。この角筆の文章の意味は、今夜学問をしたいので官生を遣下して頂きたい。云々であり、その上司又は役所に願ひ出た手紙の体裁を持ち、「度度」の習書や角筆書という点から見てその下書と考えられる。筆者は分らないが、末尾の料紙に習書風に書き散らされた中の「奉存」と字形・筆遣いが酷似するので、宮良仁屋善房の可能性がある。ただ、この孟子集註の訓読と直接関係があるのかどうかは断定することが出来ない。

(二) 「孟子集註」の本文中に角筆で書入れられた文字

本文には全冊にわたって角筆の片仮名と稀に漢字とが、次のよ

うに詳しく施されている。(角筆の仮名等は「(角)で示し、注記
の無い仮名は附刻の仮名であることを示す)

知レ三(略)不レ得レ妻也(卷五、三才4)

今有二同一室之人闘者一(卷四、三十ウ9)

今日之事君事也(卷四、二十六ウ2)

在レ弟則封レ之一(卷五、五才4)

右のように、本文の漢字について、その読みを施し、附刻の仮名がテニヲハ本位であるのを補っている。その読みには「めとる(娶)」を「ミトル」、「もの(者)」を「ムノ」、「きよう(今日)」を「キフ」のように八重山方言を反映し、又、「おとうと(弟)」を「ヲト、」とするような古語が見られる。以下に、このような事象を整理して示す。

(1)エ段音がイ段音に表される

自レ反而忠矣(上欄「マミヤカ」)(角)(卷四、二十八ウ9)

何レ為也哉(上欄「ナンノタミ」)(角)(卷五、二十七ウ5)

妻也(卷五、三才4) 娶レ妻也(卷五、二十五才2)

患也(卷四、十五才6)

不レ潔也(上欄「キツ」)(角)(卷四、二十六ウ7)

去レ其籍(卷五、十八ウ8)

学射於琴盡三琴之道一(卷四、二十五ウ6)

和語・字音語ともに見られる。これは現代語の八重山方言のエ段の母音がiであることに通ずる。

一方、イ段音をエ段の仮名で表した例がある。

南河之南一(卷五、九才5)

被レ髮也(卷四、三十才1) 膚敏(卷四、六ウ5)

エ段音がイ段音と同音であるために、エ段の仮名もイ段音を表すものとして用いたものであろう。

(2)中舌母音iの反映を表す

殷士膚敏(卷四、六ウ5)

「醉」(卷四、四ウ4)、「役」(卷五、二十七ウ3)と共に、

(1)の事象とも見られるが、

垂棘之壁(卷五、十六才2)の「スイ」が「セイ」と表されているのは、現代語の八重山方言のイ段音が中舌母音iであるのに通ずることの反映であらう。

(3)才段音がウ段音に表される

我不意也(卷四、十五ウ8)

關者(卷四、三十ウ9) 顯者(卷四、三十二才8)

魯之春秋(卷四、二十四ウ1) 牧仲(卷五、二十ウ9)

これも現代語の八重山方言の才段音がuであるのに通ずる。但し、才段の仮名で表記されたものが遙かに多い。

意也(卷四、十五ウ8) 取也(卷四、十九ウ6) 蔽也(卷四、二十二才6) 迫也(卷四、二十六才2) 墻屋(卷四、三十一才6) 弟也(卷五、五才4)

子也(卷四、十二ウ9) 克也(卷四、十五ウ5) 後聖(卷四、十八才4) 故也(卷四、十九才9) 是也(卷五、十二才6) 後也(卷四、十六才1) 里也(卷四、十九ウ6)

説也(卷四、二十一ウ8) 牧宮(卷五、十三ウ4) 驕也(卷四、三十二ウ5) 癩疽(卷五、十三ウ7)

一方、ウ段音を才段の仮名で表した、

患ウヰ (卷四、十五才5)

悠ウ然ウ (卷五、四才8) 由由然ウヨヨ (卷五、十六ウ9)

があるのによると、オ段音がイ段音と同音であるために、オ段音の仮名もウ段音を表すものとして用いたことが考えられる。或いはオ段音がウ段音に推移する過程を示すものか。

(4) au連母音が融合しないことを表す

子放ウ (卷四、十五才8・十五ウ7) 舊澤ウ (卷四、十九ウ4)

溝ウ 滄ウ (卷四、二十二ウ5)

但し、開合を誤って認識した例も、

口體ウ (卷四、十二ウ9) 寇讎ウ (卷四、十九才3)

のようにあるが、ア段の仮名にウを付けて表され、現代語の八重山方言では連母音auが融合しないとされるのに合っている。

(5) オ段拗長音がウ段拗長音に発音されたことを表す

今ウ日ウ之ウ事ウ君ウ事ウ也ウ (卷四、二十六ウ2)

これは和語の場合であり、字音語にも次の例がある。

樂正ウ 裘牧ウ 仲ウ 其三人 (卷五、二十ウ9)

修ウ我ウ壻ウ (卷四、三十一才6)

右師ウ往ウ弔ウ (卷四、二十七ウ9)

晋ウ之ウ乘ウ (卷四、二十四ウ1)

国立国語研究所編『日本語地図』の「280きょう (今日) today」によると、沖繩本島中・南部が cyuu、石垣島は cun と報告されている。「今日」に施した「キフ」はこれに対応している。尚、kの音は沖繩本島中・南部では破擦音化していないとされるのに「キフ」の表記は合っている。

又、右掲例の他に「乗矢ウ」(卷四、二十六ウ3)、「供ウ」(卷四、二十四才5)、「小国ウ」(卷五、二十才3)があるが、エ段音がイ

段音と同音であるために、エ段の仮名をイ段音を表すものとして用いたものであろう。

(6) 半母音 w が軟口蓋音と結びついて合拗音を保っていることを表す

其ウ事ウ則ウ齊ウ桓ウ 晋文 (卷四、二十四ウ5)

皆ウ與ウ驪ウ 言 (卷四、二十八才3)

現代語の八重山方言では半母音が軟口蓋の特定子音と結びついて「[wa]」「[wɛp]」のような音節を構成するのが一般であるとされるのに通ずる。

(7) 八行四段活用動詞連用形の音便が促音便を表す

則ウ可ウ謂ウ 養 (卷四、十二ウ9)

善房が書入れた墨書仮名にも、次のように促音便が現れている。

率ウ 土地 (卷四、十ウ2)

(8) 「シユ」を「シ」と発音したことを表す

禹ウ惡ウ旨ウ酒ウ (卷四、二十三ウ3)

有ウ孺ウ子ウ歌ウ 曰 (卷四、七ウ3)

(9) 古語の残存

「ノタバク」曰 其交也ウ以ウ道ウ其接也ウ以ウ禮ウ (卷五、二十一ウ3)

「のたばく」は、万葉集の家持の歌に、

涙垂り嘆きのたばく (乃多婆久) (卷二十・四四〇八)

とあり、平安時代以後は漢籍の訓読語として「ノタバク」の語形は僅かに史記呂后本紀延久五年点・書陵部威禮記卷十七宣賢点に残るに過ぎない。仏書では「イハク」「ノタマハク」が一般的で、近世の漢籍訓読でも「イハク」「ノタマハク」が用いられている。八重山諸島における漢籍の訓読が何処からどのような径路で伝わったか

只今の所不案内であるが、近世の木版本を使用していることからすれば、本土の古点本の一部に僅かに残った訓が本土から伝わったとは考え難い。八重山に残り伝わった古語が訓読に現れたとする方が穩当ではあるまいか。とすると、万葉語の残存ということが考えられる。

「カ、フル」郷隣有鬮者被髮冠而救之則惑也 (卷四、三十オー1・2)

「カ、フル」と見えたが確かではない。「カ、フル」とすれば、万葉集を始めとして奈良時代の文献に見られ、平安初期の訓点にも用いられている。京都語では後に「カウプリ」「カプリ」に転じたことはよく知られる。

「オト、」在レ弟則封之 (卷五、五オ4)

「おとと(おとひと)」から音変化した「おとと」は平安時代以降の諸文献に見られるが、現代共通語としては単独では「おとと」が用いられる。但し現代語方言では、『現代日本語方言大辞典』によると、中部・近畿・島根・九州(福江・熊本・大分・鹿児島)の中に見られる。しかし同辞典によると沖縄の諸方言では「ウトウ」[u:tu] [u:tu] が記録されていて「オト、」の語形に当るものが見られない。(3)の事象参照。

「ホフス」故源源而來 (卷五、五ウ5)

「ホフス」の語は所見がなく未勘である。「源源」は集註に「若水之相繼也」と注するように、水の源があつて絶えず流れる意である。「あふる(溢る・下二段)」「あぶす(溢す)」などと関連する語であろうか。

豊川安全家文書の『孟子集註』卷四・卷五における書入れは、角筆の文字が、右に掲げたように、八重山方言の音韻を反映し、語彙も古語を伝えているから、この地方の人士の所為と見られる。

それが誰であつたか特定することは難しいが、先述のように、「宮良善房」が墨仮名を施してこの本を読んでいることが手掛かりとなる。墨仮名は極めて少なく、角筆の仮名と重ね書された所が見当たらなかつたので、墨書と角筆書との先後関係が分らないが、両書の筆致に通ずる所があり情況から見て、宮良善房の書入れの可能性はある。少なくとも、宮良家の関係者の所為であろう。

八重山博物館の黒島為一館長・宮良芳和氏の教示によると、宮良善房はその家譜に「善房」なる名が見られるが、明和八年(一七七七)に石垣島が大津波の襲来により多大な被害を受ける以前的人物であるので、同人とするには問題があるとされる。ただ豊川安全家は現在荒川に住み、荒川は島の西方の高台であつたので被害が小さかつたとのことである。家譜の検討が必要であるが、その機を未だ得ていない。

八重山博物館から見出した角筆文献十点のうち、他の九点については、『孟子集註』程には用例を採録することが出来ない。その理由は、一つには虫損・破損で全葉の開披が難しかったり書入れそのものが少なかつたりしたため、二つには修補の際に角筆の凹みが殆ど消えてしまつたためであるが、今回の調査では十二分の時間が得られなかつたことにもある。そこで、以下には、九点について、修補の手の入らないものと修補済みのものとに分けて、それぞれについて簡単に記し、角筆文字は採録例の中から若干例を示すことにする。

「修補の手の入らないもの」

2、論語集註卷十 一冊 武島利子家文書13

江戸初期刊(寛永二年・一六二五跋)の四書章句集註(宋朱熹撰)の論語卷十の一冊。一葉九行、一行十七字で、訓点附刻(釈

玄昌点)。末尾に凶と「衍聖公子思像」「後学余[]贊」等の字句を附刻。「宮良仁屋」の墨書がある。虫損甚しく開披することが難しいため、角筆文字は部分的に採録するに止めた。

天^ノ曆^ヲ數^シ在^ル爾^躬 (第七、七オ3)

孔子対^シ曰^ク錙^ニ立^テ之^事 (第八、一オ3)

第一例は、前述の『孟子集註』の(1)と同じ事象である。

3、小学卷六 一冊 新本家文書24

近世刊の『小学句読』六巻のうちの巻六の一冊。一葉八行、一行十七字で、訓点附刻。巻尾欠で本文四十三丁を存す。本文に墨仮名と朱句切点を施す。表紙に朱書「小学卷第六ノ當能第三、見返に朱書「光緒十一年乙酉六月二日親父祖」書物三而大川村故土原ノ與人副子居候座嘉見仁屋ヨリ取ル」とあり、同じ見返左下に墨書「英喜、続く第二丁の巻頭下に「憲章氏 英喜」と墨書する。内題「小学卷第六」の下に「新能」の朱丸印と黒印がある。虫損が甚しい。角筆は上欄や行間に本文の漢字の読みを書入れている。

「ヲムヘラ」(角、上欄と左傍) 以為^テ宗^ノ族^ノ所^以不^レ協 (三十四ウ6)

「ヒヤヤカナ」(角、上欄) 易^ク飽^ム易^ク饑^ム氣^ノ體^ノ虚^ク易^ク寒^シ (二十九オ2)

「チメ」(角、上欄) 親^ハ極^ニ滋^シ味^シ (十一ウ2)

第一例は、前述の『孟子集註』の(3)と同じ事象、第三例は(1)と同じ事象である。

4、論語集註卷七 一冊 武島利子家文書14

江戸初期刊(寛永二年・一六二五跋)の四書章句集註(宋朱熹撰)の論語卷七の一冊。一葉九行、一行十七字で、訓点附刻(釈玄昌点)。虫損大破にて開披することが難しい。目に觸れた角筆

文字の中から例示する。

召^シ忽^シ死^ス之^管仲^不死 (十四オ8)

孔子沐^シ浴^シ而^朝 (十六オ4)

第一例は、前述の『孟子集註』の(5)と同じ事象、第二例は(3)と同じ事象である。

5、三字経訓詁 一冊 八重山博物館・その他12

近世刊の一冊であるが巻首から十六丁までを欠き、十七丁から四十九丁の巻尾までが残存。一葉四行、一行は三字二句の六字、訓点附刻。上欄部の半分が欠損する。二十三丁オモテに「英甫」の鉛筆書がある。本文には角筆の片仮名と墨書の片仮名とが所々に施されている。同じ読み仮名が重なった所では、角筆の凹みに墨書がはまってかすれているので、角筆の後から墨仮名が重ね書されたことが分る。

炎^ニ宋^興 (三十七ウ2)

彼^穎悟 (四十五オ3)

知^レ興^衰 (二十九オ2)

第一例と第二例は、前述の『孟子集註』の(1)又は(2)と同じ事象、第三例の墨書「キウ」は(5)と同じ事象である。

6、陳惕園先生童子撫談(琉球版) 一冊 牧野孫宣家文書12

沖縄県立図書館蔵東恩納文庫の前掲の「陳惕園先生童子撫談」と同版の琉球版。道光二十四年の豊平親方馬執宏の序、梅帯華宗経(田名宗経)謹刻、送り仮名・返点・合符の附刻も同じであることは言うまでもない。この本には印記はないが、上欄に「馬執宏ハ豊平親方也」「ホシマ、シウ」(本文「縦」の読み)などの墨書書入れがある。外表紙(補紙)の見返に「梅公氏ノ孫寛」、巻末(二十七丁オモテ)に「梅公氏孫真」、続く後表紙見返に「六世孫富ノ七世孫真」の墨書、同見返左上に「人生涯世處コト

ハ／白駒隙ヲ過ルカ如」の墨書がある。

角筆の書入れは少なく、数箇所から次のような片仮名を見出しに過ぎない。

呆壇ハナシノアカシ（本文「呆壇」の上欄に書入れた墨書と角筆）（六ウ3）

「ヨカン」角（本文「俵一俵 欲何之」の上欄。「之」の訓）（七ウ4）

第二例は、前述の『孟子集註』の(3)と同じ事象である。

「修補済みのもの」

以下の四点は、修補されて新装が成っているが、修補の際に、鑊を以て紙面の皺を伸ばした時に、角筆の凹みも伸ばされたりしく、角筆の文字は殆ど消えてしまっている。辛うじて判読したものである。

7、白姓 一冊

新本家文書32

同治十三年（一八七四、明治七年）の書写本。「白姓」は、清の白世雲撰で、乾隆十八年（一七五三、宝曆三年）林啓陞の序がある。一葉九行、一行十四乃至十八字で五十三丁より成る。原表紙(一)に「大清同治十三年 戊正月寫之／白姓／廬山假筆者／新本記／「新本仁屋」(朱書)、原表紙(二)に「大清同治十三年 戊正月吉日寫之／白姓／忝茂氏廬山假筆者／新本仁屋／當能」、卷末に「大清同治十三年 戊正月吉日寫之也／松茂氏□□／當能」の墨書がある。

この巻末に「聲」と「天」字のそれぞれに朱声点を差した図があり、それぞれの声点に「上平声、下平声（圈点）、上声、去声、入声」の五声体系を胡麻点で図示し、この五声体系に従って、本文の全漢字に声点を朱書にて差声し、同じ朱書にて「紅銅」のような唐音を片仮名で施している。

角筆の仮名は、

是今日アノコノ 相別（朱声点略）（九オ5）

一欄アノコノ 少房子（朱声点略）（二十五オ2）

などが見出されたが、他は修補の際に消されたらしく、存否を確かめ得ない。

8、陳揚園先生童子揆談 一冊 竹原家文書42

前掲6の牧野孫宣家文書12の「陳揚園先生童子揆談」と同版の琉球版。道光二十四年の豊平親方馬執宏の序、梅帯華宗経謹刻、送り仮名・返点・合符の附刻も同じである。但し、印記も墨書書入れもない。原表紙に外題「童子揆」と墨書する。角筆の仮名が婢メカ 亦人女十児（十二ウ2）

のように辛うじて見出され、他にもあったらしいが、修補のために消されてしまい、殆ど解読不能である。

9、太上感應篇、文昌帝君陰騭文 一冊 糸州正二家文書34

同治九年（一八七〇、明治三年）の書写本。本文は漢字文であり、一葉七行、一行十八乃至十九字で、全八丁。前掲の沖縄県立図書館蔵東恩納文庫の「太上感應篇」が喜宮場親方盛元の翻案した漢字平仮名交り文であったのに対して、この本は、そのもととなった中国の漢字文をそのまま写したものである。原表紙に、「同治九年 庚午季秋／太上感應篇／文昌帝君陰騭文」の朱書と、「上官姓宗嗣人／正興」の墨書がある。表紙見返に「於内無賢父兄於外無一賢師友／然能有成者少シ矣／兒小我／當歲十八 正悖／此書物之儀者愚父正興書寫為申由雖然我子孫三至迄／愛護大切見用可事」の墨書がある。

本文には、朱書の片仮名・返点・合符・句切圈点と注記とが施されている。朱書の書入れより先に角筆の書入れが行われている

が、修補のために消されてしまっている。僅かに次の例を確認したに過ぎない。

太^カ上^カ曰^フ。禍^カ福^フ。無^シ門^ム。(無注記の訓点は朱書)(二オ2)角筆の仮名「ク」の上から朱書の仮名「ク」が重ね書され、朱書の仮名の字画の一部が凹みのために切れている。

10、自作孽 一冊 崎山孝子家文書1

十九世紀後半の書写本。本文は漢字文であり、一葉九行、一行二十字で、全三十三丁。後表紙見返に「翁長仁屋□」の墨書がある。

本文の漢字には、朱書の声点(五声体系で下平声は圈点、他は胡麻点)と句点と所々に唐音で字音を示した片仮名とが施されている。この朱書の片仮名や声点の書入れより先に、角筆の片仮名や圈点の書入れが行われているが、修補のために消されてしまっている。僅かに次の例を確認したに過ぎない。

部差原没有勘合(朱書の声点略)(二十七ウ5)

角筆の仮名「カン」の上から朱書の仮名「カン」が重ね書され、朱書の仮名の字画の一部が凹みのために切れている。

以上の十点が、今回の調査で八重山博物館から見出された角筆文献である。

五、終わりに

今回の調査によって、沖縄でも角筆が使われ、その文献が伝存していることが判明した。これによって、角筆文献が日本全国、四十七都道府県に伝存することが明らかになり、角筆がかつて全国的に広く使われたことが証明されることになった。

沖縄県について見ると、新たな知見も得られた。第一は、尚王

家の関係者が角筆を使用し、その文献が伝存すること、第二は、沖縄で印刷された琉璃版や、沖縄の知識人が中国書を翻案した漢字平仮名交り文や学校で稽古する文案集の漢字平仮名交り文にも角筆の書入れが行われていること、第三にそれらの角筆の文字には沖縄方言が現れていること、しかも沖縄本島の文献には本島の方言、八重山群島の石垣島の文献には石垣島の方言が用いられていること、等である。加えて、手紙の下書きに角筆が用いられたらしいことも見出された。この種のもは一目白紙であるから後世に伝存し難いのであるが、偶々表紙に流用されて残ることもあることが分った。

沖縄方言の文献資料としては、従来、おもしろさうし、混効験集、琉歌集や、朝鮮資料、中国資料が知られているが、角筆文献は、規範にとらわれず当時の話し言葉を文章の中に直に反映し易いという点において、従来の資料とは一味違った資料として沖縄方言史料となると考えられる。

今回の調査では、時間の上で十二分な余裕が無く、沖縄県立博物館では上江洲家文書と吉濱家文書と館取蔵書の一部を、又、北谷町公文書館(北谷町教育委員会保管)では金良宗邦文書を僅かな時間で調査したが、特に後者では全資料が修補新装されたこともあって、角筆の書入れを確認することが出来なかった。今後の再調査が望まれる所である。併せて、「家譜」等の調査により、墨書等に名の記された人物の素姓を調べ、角筆の使用者を明らかにしたいと思う。

此の度の調査では、榮野川敦氏の親身の御世話を添うし、沖縄県立図書館では吉川安一館長をはじめ国吉綾子氏・源河美津子氏と関係各位、沖縄県立博物館では、當間一郎館長、萩尾俊章氏、沖縄県公文書館では、宮城悦二郎館長、喜納健男副館長、宮城剛

助副参事、佐久川政要課長はじめ垣花優子氏、大湾ゆかり氏と関係各位、北谷町教育委員会の當山憲一教育長、中村愿氏はじめ関係各位、石垣市立八重山博物館では、黒島為一館長はじめ宮良芳和氏と関係各位の温かい御世話と御厚情を賜った。又、写真掲載につき関係機関の御允許を頂いた。茲に心から御礼を申し上げる次第である。尚、この調査は文部省科学研究費の補助を得て行ったものである。

注

- (1) 中本正智「k音考」(『方言研究の問題点』昭和四十五年八月、明治書院刊)。
- (2) 中松竹雄「琉球官話集にあらわれたる近世琉球語」(『中田博士記念国語学論集』昭和五十四年二月、勉誠社刊)。
- (3) 中松竹雄「沖繩諸島(本島)の方言」(『講座方言学、沖繩・奄美の方言』昭和五十九年五月、国書刊行会刊)。
- (4) 沖繩県公文書館「岸秋正文庫の世界」(特別展「沖繩へのまなざし」図録、平成九年八月発行)。この図録には「展示資料一覧」として四四八点の岸文庫の文献目録が附載されている。
- (5) 中本正智・中松竹雄「南島方言の概説」(『講座方言学、沖繩・奄美の方言』)の「釘」の分布表による。
- (6) 拙稿「備後国御調角筆下絵八幡大菩薩御縁起」(『古典研究会創立八幡宮蔵本』平成三年八月、汲古書院刊)及び、位藤邦生「恒石八幡宮蔵角筆下絵八幡大菩薩御縁起翻刻」(『広島大学研究・教育総合資料館研究報告』第一号、一九九五年三月)。
- (7) 注(5)文献。

- (8) 注(5)文献。
- (9) 注(5)文献。
- (10) 加治工真市「八重山方言概説」(『講座方言学、沖繩・奄美の方言』昭和五十九年五月、国書刊行会刊)。
- (11) 注(1)文献。
- (12) 注(10)文献。
- (13) 拙著『平安鎌倉漢籍訓読の国語史的研究』三七七八頁。
時代に於ける。
- (14) 『桂庵和尚家法倭点』に「曰ノタフバクトハ郷談也。平家ニモ歌ニモ頼朝ノタマハクトコソアレ。子曰ハ皆ノタマハクト点スルナリ」とある。著者の桂庵は、島津忠昌の請に応じて薩摩に赴き、この地で朱子新注による講説を盛んに
行い、ここで示寂している。「郷談」とは、その地方の人々の間に行われる特有のもの言い方で、「玉塵」に「諸国諸方ノ云イ伝タ国郷談ト云コトアリ」とあり、『日葡辞書』にも同種の説明がある。「ノタフバク」が方言として行われていたことが分る。八重山博物館蔵豊川安全家文書『孟子集註』に角筆で書かれた「ノタバク」が桂庵の「郷談」とした「ノタフバク」と如何なる関係にあるかは未勘である。